

日本産酒類海外展開支援事業費補助金 (海外展開・酒蔵ツーリズム補助金)

目的

- 酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓といった日本産酒類の高付加価値化や認知度向上に向けた取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大を図ることを目的とする。

施策概要

日本産酒類の輸出促進のため、

- (1) 酒類事業者による海外販路拡大や、商品等の高付加価値化の取組を支援する。
- (2) 酒類事業者による酒蔵自体の観光化や、地域における酒蔵ツーリズムプラン策定の取組を支援する。
- (3) リソース不足に対応するため上記取組について、複数(3者以上)の酒類事業者が集まって推進することを支援する。

< 補助内容 >

補助対象者：酒類事業者(製造業者、卸売業者、小売業者)又は酒類事業者を1者以上含むグループ

補助対象経費：(例)謝金、通訳・翻訳費、資料購入費、展示会等出展費等 (注)通常業務に要する費用は補助対象外

補助率：補助対象経費の1/2

補助金額：1件当たり 1,000万円上限、50万円下限

ただし、複数(3者以上)の酒類事業者が集まって取組を推進する場合の上限額は、1,200万円(3者)、1,300万円(4者)、1,400万円(5者)、1,500万円(6者以上)

スケジュール

- 公募開始：令和5年1月16日(月)
- 第一次締切：令和5年2月28日(火)
- 採択者決定：令和5年4月10日(月)
- 事業開始：令和5年4月中旬以降
- 事業期限：令和6年2月29日(木)
- 最終締切：令和5年4月28日(金)
- 採択者決定：令和5年6月28日(水)
- 事業開始：令和5年7月上旬以降
- 事業期限：令和6年2月29日(木)